ペンションクノッソス 宿泊約款

(適用範囲)

第1条 ペンションクノッソス (以下当ペンション) が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当ペンションが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ペンションに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ペンションに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金 (原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当ペンションが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ペンションは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当ペンションが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、 当ペンションが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ペンションが定める申込金を、当ペンションが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ペンションが指定した日までにお支払いいただけない場合は、 宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ペンション がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ペンションは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ペンションが前条第2項の申込金の支払いを求めなか

った場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ペンションは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病や感染症者であると認められるとき
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (7) その他、条例等の規程する場合に該当するとき

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ペンションに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当ペンションは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合 (第3条第2項の規定により当ペンションが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ペンションが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ペンションが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ペンションは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ペンションの契約解除権)

第7条 当ペンションは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- (2) 宿泊客が伝染病者や感染症であると認められるとき
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
- (5) 条例等の規定する場合に該当
- (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ペンションが定める利用規則の禁止 事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき
- 2 当ペンションが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ペンションにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ペンションが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第9条 宿泊客が当ペンションの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。
- 2 当ペンションは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、室料相当額の30% (室料金の3分の1)
- (2) 超過6時間までは、室料相当額の50% (室料金の2分の1)
- (3) 超過6時間以上は、室料相当額の100% (室料金の全額)
- 3 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ペンション内においては、客室に備えたインフォメーションの利用規則に従っていただきます。

- 第11条 当ペンションの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けのインフォメーション、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
- (1) フロントサービス時間:
- イ 門 限 午後11時
- (2) 飲食等(施設)サービス時間:
- イ 朝 食 午前8時~9時(冬季は8時30分~9時30分)
- ロ タ 食 午後6時~8時
- (3) 風 呂 (部屋ごとの貸切制):
- イ 午 後 3時~11時
- ロ 午 前 7時~8時(冬季は8時30分まで)

(客室の使用時間)

- 第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ペンションが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカー

ド等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ペンションが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当ペンションが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ペンションの責任)

- 第13条 当ペンションは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ペンションの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当ペンションは万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。
- 3 当ペンションは、消防機関が交付する適マークの対象外施設(2階以下又は収容人員が30人未満)でありますが、防災施設の整備に努めるほか、万一の火災等に対処するため賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第14条 当ペンションは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2 当ペンションは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ペンションの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

- 第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ペンションは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ペンションがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ペンションは保険賠償額を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ペンション内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ペンションの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ペンションは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ペンションに故意又は重大な過失がある場合を除き、保険賠償額を限度として当ペンションはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ペンションに到着した場合は、その到着前に当ペンションが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ペンションに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ペンションは、当該所有者に連絡をするとともにその

指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を 含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ペンションの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第17条 宿泊客が当ペンションの駐車場をご利用になる場合、当ペンションは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。よって、場内での事故・盗難等につきましては一切責任を負いかねます。ただし、駐車場の管理に当たり、当ペンションの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ペンションが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ペンションに対し、その損害を賠償していただきます。宿泊取消の連絡は午後6時までをその日扱いとし、午後6時を過ぎた場合、翌日扱いとします。

別表 1

		内 訳				
	宿泊料金	(1) 基本宿泊料 (室料+朝・夕食料)				
宿泊客が支払うべ	追加料金	(2) 追加飲食(朝・夕食以外の飲食料)及び、その他の				
き総額		利用料金				
	税金	(3) 消費税(込料金)				
		(4) 入湯税				

別表 2

	当日	前 日	2 日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	14 日
									前
1名~9名	100%	50%	30%	30%	20%	20%	20%	20%	
10 名以上	100%	50%	30%	30%	20%	20%	20%	20%	10%

ペンションクノッソス プライバシー・ポリシー (個人情報保護方針)

ペンションクノッソスは、お客様のプライバシーを大切にしたいと考えており、以下に基づき個人情報 の保護に努めています。

1、個人情報の取得について

- ペンションクノッソスは、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得致します。
- お客様よりご宿泊時にご記帳いただく内容は、旅館業法に基づくものであり、クノッソスでの サービスをご提供することに利用させていただきます。
- 2、 個人情報の利用について
- ペンションクノッソスは、個人情報を、取得の際に示した利用目的の範囲で、業務の遂行上必要な限りにおいて、利用します。
- ペンションクノッソスは、法令に定める場合を除き、個人情報を、事前に本人の同意を得るとなく、 第三者に提供しません。
- 3、 個人情報の管理について
- ペンションクノッソスは個人情報の正確さを保ち、これを安全に管理いたします。
- 4、 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について
- ペンションクノッソスは、お客様が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を 求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、速やかに対応します。